

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
区域29-001-01	東京都	建築基準法の採光規定の規制緩和について	既存ビルの事務所を保育所に転用することは待機児童対策の有効な手段の一つであり、小規模認可保育所特例の活用促進の観点からも有効である。 このため、今回、保育所への転用の際にハードルとなりうる建築基準法の採光規定を緩和する。	事務室は、建築基準法上の採光規定が適用されないが、保育所へ転用する場合には、各保育室の床面積に対して、1/5以上の大きさの採光のための窓が必要となる。	●建築基準法第28条 ●建築基準法施行令第19条第3項	特定行政庁が定める園児の保育環境に配慮した利用がなされる場合(例えば、保育室を区画する壁に窓を設けるなど、光を通す工夫等をする場合)には、区画された連続する2つ以上の保育室を1つの部屋とみなす。	厚生労働省 国土交通省	平成15年国土交通省告示第303号に定める採光に有効な部分の算定方法について、ご提案のとおり特定行政庁が定める園児の保育環境に配慮した利用がなされる場合には、区画された連続する2つ以上の保育室を1つの部屋とみなすこととする見直しを速やかに講ずる。